

岐阜県公報

号外 (二) 平成十九年 五月二十八日

目次

監査委員告示

随時監査の結果

(監査委員)

一

随時監査及び財政的援助団体監査の結果に基づいて講じた

措置

(同)

()

二

財政的援助団体監査の結果に基づいて講じた措置

(同)

()

四

監査委員告示

岐阜県監査委員告示第十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十九条第五項の規定により平成十九年五月二十八日に執行した随時監査の結果は、次のとおりである。

平成十九年五月二十八日

岐阜県監査委員	駒田誠
岐阜県監査委員	渡辺猛
岐阜県監査委員	帆刈信一
岐阜県監査委員	河合列
岐阜県監査委員	水谷雄二
岐阜県監査委員	戸正雄

実施年月日	実施機関名	区分	監査結果
平成19年5月28日	岐阜城北高等学校	特	特に指摘及び指導する事項はなかった。
	西濃県税事務所	指	税徴収に係る現金取扱事務及び切手管理事務において、現金出納簿及び消耗品供用整理簿に記載漏れがあったので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
	岐阜総合学園高等学校	特	特に指摘及び指導する事項はなかった。

大垣土木事務所	<p>指摘</p> <p>河川占用料の収入事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 25件7,256,606円の調定決議が2か月以上遅延していた。 督促状が発行されていないものがあつた。 	<p>調定事務について、処理の遅延が生じないよう速やかな事務処理に努めます。また、収納管理を徹底し、適正な督促状の発行に努めます。</p>	<p>指摘</p> <p>情報公開文書コピー代の収入事務において、収納した現金（1件80円）の指定金融機関への払込みが7日遅延していたので、今後は速やかに処理されたい。</p>	<p>処理の遅延が生じないよう速やかな事務処理に努めます。</p>	<p>指導</p> <p>道路及び河川占用料に係る収入事務において、収入未済事実のうち、既に債権が消滅しているもの（時効が成立しているもの、破産により免責決定がなされているもの及び破産管財人から配当がない旨の通知がなされているもの）について、不納欠損処理が行われていなかったため、今後は適正に処理するとともに、債務者の所在不明が原因で長期収入未済となっているものについては、住民票調査等で所在確認を行い、執行停止の妥当性を検討します。</p>	<p>収入未済事実で既に債権が消滅しているものについて不納欠損処理を行います。また、債務者の所在不明が原因で長期収入未済となっているものについては、住民票調査等で所在確認を行い、執行停止の妥当性を検討します。</p>	<p>等</p>	<p>等の収入未済処理実施要領に定める事務処理が行われていないものがあつたので、今後は適正な事務に努められたい。</p>	<p>未納になっている2施設について、決算報告書を提出させ、経営状況の実態把握に努めました。今後とも完納されるよう指導を行っていきます。</p>	<p>指導</p> <p>建設事業に伴う地元市町村等負担金の収入事務において、工事着工時分の調定決議が24日遅延しているものがあつたので、今後は速やかに処理されたい。</p>	<p>建設事業に伴う地元市町村等負担金の収入事務において、工事着工時分の調定決議が24日遅延しているものがあつたので、今後は速やかに処理されたい。</p>	<p>今後は、会計規則に従い適正に処理します。</p>	<p>指導</p> <p>建物等調査委託業務の契約事務において、指名競争入札に係る入札参加者の選定条件が指名業者選定調査等で明確となっていなかったため、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>建物等調査委託業務の契約事務において、指名競争入札に係る入札参加者の選定条件が指名業者選定調査等で明確となっていなかったため、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>今後は選定条件を明確にして、適正に処理します。</p>	<p>指導</p> <p>道路敷地の未登記物件の管理事務において、既に登記済みであるにもかかわらず、用地取得台帳の整理が行われていないものがあつたので、速やかに措置するとともに今後は適正に処理されたい。</p>	<p>道路敷地の未登記物件の管理事務において、既に登記済みであるにもかかわらず、用地取得台帳の整理が行われていないものがあつたので、速やかに措置するとともに今後は適正に処理されたい。</p>	<p>管理事務については、未登記物件を再度精査・整備し、今後は適正に処理いたします。</p>	<p>指導</p> <p>道路及び河川占用料の徴収事務において、収入未済の事実に対して、督促状を発行した後の現地調査等が長期間実施されていないなど、占用料</p>	<p>今後は、収入未済事務処理要領に従い、適正な事務処理に努めます。</p>	<p>物品の管理事務において、工事請負費の成果物として取得した物品の登録が行われていなかったため、速やかに措置するとともに今後は適正に処理されたい。</p>	<p>物品の管理事務において、工事請負費の成果物として取得した物品の登録が行われていなかったため、速やかに措置するとともに今後は適正に処理されたい。</p>	<p>工事請負費の成果物として取得した物品について、会計規則に基づく物品登録を行うとともに、今後は適正な処理を行います。</p>
---------	---	---	---	-----------------------------------	--	--	----------	--	--	--	---	-----------------------------	--	---	--------------------------------	--	---	--	--	--	--	--	--

大垣工業高等学校	指導	物品の管理事務において、物品品目別一覧表に設備一式として管理されている物品について、物品の適正な管理及び現物実査の実効性向上の観点から、補助簿を作成すべき物品があったので、速やかに措置するとともに今後は適正に処理されたい。	設備一式で登録されていた物品について、個々の補助簿を作成するとともに、今後は補助簿を作成し、物品管理を適正に行います。
	指導	高等学校授業料の収入事務において、平成18年6月30日に行うべき1件23,400円の減額調定決議が26日遅延していたので、今後は速やかに処理されたい。	受検後速やかに廃棄の手続きをしました。今後は現物実査を適正に実施し、物品の適正管理に努めます。

財政的援助団体監査

所管課名	区分	監査結果による指摘事項等	講じた措置
国際課	指導	助成金の交付事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 実績報告の確認方法について、収入に関する関係書類の確認が行われていなかった。 2 経費の支出が外貨で行われていたものについて、助成金額算定のための換算日	監査結果に関する指導を行い、その結果を次のおり確認しました。 1 実績報告書に収入に係る書類を添付させることにより、確認することとします。 2 外貨の円換算方法について内規を定め、これに基づき、助成金の額の確定を行うこととします。
実施団体名 (財)岐阜県国際交流セン			

ター
の客観的、合理的な基準が設けられていなかった。

岐阜県総務課 田中長銀 十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十二項の規定により、岐阜県知事等関係機関から平成十八年度財政的援助団体監査の結果に基づいて措置を講じた加の通知があったので、次のとおり公表する。

平成十九年五月二十八日

岐阜県総務課 田中長銀 十五号
岐阜県総務課 田中長銀 十五号

監査の結果に基づいて講じた措置

- 1 出資・出捐団体
総合企画部

所管課	団体名	区分	監査結果による指摘事項等	講じた措置
研究開発課	財団法人岐阜県研究開発財団	指摘	過去に捻出していたとされる不正資金について、速やかに事実を調査のうえ結果を報告するとともに、再発防止に努められたい。	1 不正資金の状況 (1) 財団事務局 ・財団事務局において、平成7、8年度の2年間に75万円の不正資金が捻出された。 ・使用目的については、交通費、電気代の遅延料金等に使われた。 <費消明細> 平成7年度24万円、平成8

	<p>年度25万円、平成12年度7.1万円残額18.9万円</p> <ul style="list-style-type: none"> 不正資金の捻出については、平成9年度以降はなく、費消も平成13年度以降はなかった。 音楽療法研究所 <ul style="list-style-type: none"> 音楽療法研究所(平成6年度～10年度社会福祉法人岐阜県福祉事業団所管)において、平成6年度に100万円の不正資金が捻出された。 使用目的においては、楽器、CD、図書購入、講師等の謝礼等に使われた。 <p><費消明細></p> <p>平成8年度40万円、平成9年度30万円、平成10年度10万円、平成11年度10万円、平成12年度10万円</p> <ul style="list-style-type: none"> 不正資金の捻出については、平成7年度以降はなく、費消も平成13年度以降はなかった。 <p>2 返還について</p> <p>(1) 財団事務局</p> <ul style="list-style-type: none"> 不正資金を捻出、費消した当時の役員及び関係職員に対して返還を求め。 返還額は利息を加算し、782,514円 返還者は14名である。 <p>(2) 音楽療法研究所</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成6年度、社会福祉法人岐阜県福祉事業団の所管時に捻出したものであ 	国際課	財団法人岐阜県国際交流センター	指摘	<p>過去に捻出していたとされる不正資金について、速やかに事実を調査のうえ結果を報告するとともに、再発防止に努められたい。</p>	<p>るため、費消した当時の管理職員及び関係職員に対して、当該福祉事業団への返還を求め。</p> <p>3 再発防止策について</p> <ul style="list-style-type: none"> 監査の強化(監事に民間の会計専門家(税理士)を登用) 情報公開の徹底(ホームページでの財務諸表の公開、旅費・会議費の書類の自由閲覧、会計書類の保存期限を15年に延長) 内部管理体制の充実(宿泊を伴う旅費の宿泊確認、複数の職員によるチェック体制の徹底) 職員の意識改革(経費節減、関係機関への会計指導、職員への研修) <p>1 不正資金について次のとおり確定しました。</p> <p>(1) 発生年度 平成4年度～7年度まで</p> <p>(2) 不正資金総額 44万円</p> <p>(3) 使途 本来支給できない嘱託員時間外勤務手当</p> <p>(4) 返還額 44万円(業務に執行していたため利息は加えず)</p> <p>(5) 返還対象者 8名</p> <p>(6) 県への返還額 財団の自主財源で賄われていたため県への返還はない。</p> <p>2 再発防止については、下記の対策に取り組んでいきます。</p> <p>(1) 徹底的な情報公開</p> <p>(2) 会計保存期間の延長</p> <p>(3) 内部管理体制の充実</p> <p>(4) 監査機能の強化</p>
--	---	-----	-----------------	----	---	--

<p>(5) その他 ・ 職員の意識改革 ・ 職場風土の刷新</p>	<p>イアンスの徹底</p>															
<p>産業労働部</p>																
<p>健康福祉部</p>	<p>産業労働部</p>															
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1185 181 1241 277"> <p>所管課 健康福祉政策課</p> </td> <td data-bbox="1185 277 1241 398"> <p>団体名 社会福祉法人岐阜県福祉事業団</p> </td> <td data-bbox="1185 398 1241 472"> <p>区分 指摘</p> </td> <td data-bbox="1185 472 1241 712"> <p>監査結果による指摘事項等 過去に捻出していたとされる不正資金について、速やかに事実を調査するとともに、再発防止に努められたい。</p> </td> <td data-bbox="1185 712 1241 1070"> <p>講じた措置 1 当事業団における不正資金について、次のとおり確定しました。 (1) 発生年度 平成4年度～平成10年度 (2) 発生箇所 本部事務局、介護・実習普及センター (3) 不正資金額 4,850千円 (本部4,200千円、普及センター650千円) (4) 返還額 不正資金額に利息を加えた5,323千円 (本部4,640千円、普及センター683千円) (5) 返還対象者 36名 (本部24名、普及センター12名) (6) 県への返還額 3,882千円 (本部3,208千円、普及センター674千円) 2 再発防止については、既に平成15年度の不祥事の発生後から取り組んでおりますが、今回の事態を踏まえ、さらに一層の再発防止策を検討し、確実に実施していきます。 ・ 情報公開 ・ 会計書類の10年間保存 ・ 内部管理体制の確立・強化 ・ 監査機能の強化・充実 ・ 職員の意識改革・コンプラ</p> </td> </tr> </table>	<p>所管課 健康福祉政策課</p>	<p>団体名 社会福祉法人岐阜県福祉事業団</p>	<p>区分 指摘</p>	<p>監査結果による指摘事項等 過去に捻出していたとされる不正資金について、速やかに事実を調査するとともに、再発防止に努められたい。</p>	<p>講じた措置 1 当事業団における不正資金について、次のとおり確定しました。 (1) 発生年度 平成4年度～平成10年度 (2) 発生箇所 本部事務局、介護・実習普及センター (3) 不正資金額 4,850千円 (本部4,200千円、普及センター650千円) (4) 返還額 不正資金額に利息を加えた5,323千円 (本部4,640千円、普及センター683千円) (5) 返還対象者 36名 (本部24名、普及センター12名) (6) 県への返還額 3,882千円 (本部3,208千円、普及センター674千円) 2 再発防止については、既に平成15年度の不祥事の発生後から取り組んでおりますが、今回の事態を踏まえ、さらに一層の再発防止策を検討し、確実に実施していきます。 ・ 情報公開 ・ 会計書類の10年間保存 ・ 内部管理体制の確立・強化 ・ 監査機能の強化・充実 ・ 職員の意識改革・コンプラ</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1161 1160 1185 1234"> <p>所管課 中小企業課</p> </td> <td data-bbox="1161 1234 1185 1384"> <p>団体名 財団法人岐阜県産業経済振興センター</p> </td> <td data-bbox="1161 1384 1185 1458"> <p>区分 指摘</p> </td> <td data-bbox="1161 1458 1185 1697"> <p>監査結果による指摘事項等 過去に捻出していたとされる不正資金について、速やかに事実を調査するとともに、再発防止に努められたい。</p> </td> <td data-bbox="1161 1697 1185 2051"> <p>講じた措置 1 不正資金については以下のとおり確定した。 (1) 発生年度 平成4年度～平成8年度 (2) 発生団体 現財団の前身である岐阜県シンクタンク及び岐阜県中小企業振興公社 (3) 不正資金総額 9,500千円 (シンクタンク6,000千円、振興公社3,500千円) (4) 返還額 10,740千円 (不正資金9,500千円、利息1,240千円) (5) 返還対象者 42人 (シンクタンク14人、振興公社28人) (6) 県への返還額 5,000千円 (不正資金4,490千円、利息510千円) 2 再発防止策 今回の事態をふまえ、情報公開、会計書類の保存期限延長、内部管理体制の確立・強化、監査機能の強化・充実、職員の意識改革など、既に実施済みのもの以外についても平成19年7月を目標に実施に移される予定です。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="826 1160 850 1234"> <p>情報産業課</p> </td> <td data-bbox="826 1234 850 1384"> <p>財団法人ソフトビ</p> </td> <td data-bbox="826 1384 850 1458"> <p>指摘</p> </td> <td data-bbox="826 1458 850 1697"> <p>過去に捻出していたとされる不正資金</p> </td> <td data-bbox="826 1697 850 2051"> <p>1 不正資金に係るこれまでの取組</p> </td> </tr> </table>	<p>所管課 中小企業課</p>	<p>団体名 財団法人岐阜県産業経済振興センター</p>	<p>区分 指摘</p>	<p>監査結果による指摘事項等 過去に捻出していたとされる不正資金について、速やかに事実を調査するとともに、再発防止に努められたい。</p>	<p>講じた措置 1 不正資金については以下のとおり確定した。 (1) 発生年度 平成4年度～平成8年度 (2) 発生団体 現財団の前身である岐阜県シンクタンク及び岐阜県中小企業振興公社 (3) 不正資金総額 9,500千円 (シンクタンク6,000千円、振興公社3,500千円) (4) 返還額 10,740千円 (不正資金9,500千円、利息1,240千円) (5) 返還対象者 42人 (シンクタンク14人、振興公社28人) (6) 県への返還額 5,000千円 (不正資金4,490千円、利息510千円) 2 再発防止策 今回の事態をふまえ、情報公開、会計書類の保存期限延長、内部管理体制の確立・強化、監査機能の強化・充実、職員の意識改革など、既に実施済みのもの以外についても平成19年7月を目標に実施に移される予定です。</p>	<p>情報産業課</p>	<p>財団法人ソフトビ</p>	<p>指摘</p>	<p>過去に捻出していたとされる不正資金</p>	<p>1 不正資金に係るこれまでの取組</p>
<p>所管課 健康福祉政策課</p>	<p>団体名 社会福祉法人岐阜県福祉事業団</p>	<p>区分 指摘</p>	<p>監査結果による指摘事項等 過去に捻出していたとされる不正資金について、速やかに事実を調査するとともに、再発防止に努められたい。</p>	<p>講じた措置 1 当事業団における不正資金について、次のとおり確定しました。 (1) 発生年度 平成4年度～平成10年度 (2) 発生箇所 本部事務局、介護・実習普及センター (3) 不正資金額 4,850千円 (本部4,200千円、普及センター650千円) (4) 返還額 不正資金額に利息を加えた5,323千円 (本部4,640千円、普及センター683千円) (5) 返還対象者 36名 (本部24名、普及センター12名) (6) 県への返還額 3,882千円 (本部3,208千円、普及センター674千円) 2 再発防止については、既に平成15年度の不祥事の発生後から取り組んでおりますが、今回の事態を踏まえ、さらに一層の再発防止策を検討し、確実に実施していきます。 ・ 情報公開 ・ 会計書類の10年間保存 ・ 内部管理体制の確立・強化 ・ 監査機能の強化・充実 ・ 職員の意識改革・コンプラ</p>												
<p>所管課 中小企業課</p>	<p>団体名 財団法人岐阜県産業経済振興センター</p>	<p>区分 指摘</p>	<p>監査結果による指摘事項等 過去に捻出していたとされる不正資金について、速やかに事実を調査するとともに、再発防止に努められたい。</p>	<p>講じた措置 1 不正資金については以下のとおり確定した。 (1) 発生年度 平成4年度～平成8年度 (2) 発生団体 現財団の前身である岐阜県シンクタンク及び岐阜県中小企業振興公社 (3) 不正資金総額 9,500千円 (シンクタンク6,000千円、振興公社3,500千円) (4) 返還額 10,740千円 (不正資金9,500千円、利息1,240千円) (5) 返還対象者 42人 (シンクタンク14人、振興公社28人) (6) 県への返還額 5,000千円 (不正資金4,490千円、利息510千円) 2 再発防止策 今回の事態をふまえ、情報公開、会計書類の保存期限延長、内部管理体制の確立・強化、監査機能の強化・充実、職員の意識改革など、既に実施済みのもの以外についても平成19年7月を目標に実施に移される予定です。</p>												
<p>情報産業課</p>	<p>財団法人ソフトビ</p>	<p>指摘</p>	<p>過去に捻出していたとされる不正資金</p>	<p>1 不正資金に係るこれまでの取組</p>												

<p>プロジェクト</p>	<p>について、速やかに事実を調査のうえ結果を報告するとともに、再発防止に努められたい。</p>	<p>・平成18年11月17日～12月27日 県における調査を実施 ・平成19年3月1日 財団法人ソネットピアプロジェクト(以下「財団」という。)へ検査結果を通知 ・平成19年4月12日 財団から「不正資金問題に対して財団が実施する措置の報告書」が提出された。 2 報告書の概要 (1) 発生年度 平成6年度～8年度 (2) 不正資金の総額 1,900千円 (3) 不正資金に関する責任常勤の役員及び幹部職員 (4) 処分 責任をとるべき当時の役員及び幹部職員は既に県及び財団を退職しており処分は行えない。 (5) 返還額 返還総額 2,029千円 (6) 再発防止策 ・徹底した情報公開と県民監視体制の構築 ・県民の視線を自らのものとするための意識改革 ・財団の内なる総点検の実施</p>	<p>利息を加えた9,159千円 (4) 返還対象者 10名 (5) 県への返還額 9,159千円 2 再発防止については、一層の再発防止策を検討し、確実に実施してまいります。 ・情報公開 ・会計書類の15年延長 ・内部管理体制の確立・強化 ・監査機能の強化・充実 ・職員の意識改革</p>
<p>指摘</p>	<p>過去に捻出していられた不正資金について、速やかに事実を調査のうえ結果を報告するとともに、再発防止に努められたい。</p>	<p>1 当事業団における不正資金について、次のとおり確定しました。 (1) 発生年度 平成4年度～平成9年度 (2) 不正資金総額 8,589千円 (3) 返還額 不正資金額に</p>	<p>監査結果による指摘事項等</p> <p>過去に捻出していられた不正資金について、速やかに事実を調査のうえ結果を報告するとともに、再発防止に努められたい。</p> <p>講じた措置</p> <p>1 不正資金の捻出時期：平成4年度～8年度 2 返還総額(利息含)：6,651千円 3 返還責任者：当時の常勤役員及び管理職の立場にあった者 4 返還方法 ・財団法人公園緑地協会等本部役員と各公園事務所長等兼務の役員の負担割合を考慮したもの ・財団法人花の都ぎふ推進センター 役員、事務局長及び管理職である部長が負担し、これに在職年数を加味したものの 5 再発防止策 (1) 徹底した情報公開 インターネットによる財務諸表の公表、会計書類の</p>
<p>ぎふプロジェクト 振興課</p>	<p>財団法人 岐阜県産 業子サイ ンセンタ</p>		<p>所管課 街路公園課 団体名 財団法人花の都ぎふ花と緑の推進センター 区分 指摘 講じた措置</p>

都市建設部

<p>保存期間の延長 (2) 「県民の目線」を自らのものとするための意識改革 監査の強化充実、財団職員 の倫理意識の涵養、徹底し た経費削減の実施、管理職 の意識改革 (3) 財団の内なる総点検 会計事務のチェック機能 及び予算執行基準に関する 総点検、事務事業の事業評 価及び予算編成に関する総 点検</p>	<p>国際課 財団法人 岐阜県国 際交流セ ンター</p>	<p>の強化を図るととも に、適切な指導に努 められたい。</p>	<p>書類・事業推進の適正化等 を図る。 ・会計書類等の検査に加え、 現物実査等の事実確認を重 視した検査を強化する。 ・外郭団体等の自主性、自立 性を高めるため、県の人的 関与を縮減する。</p>
<p>過去に検出してい たとされる不正資金 について、速やかに 事実を調査のうえ結 果を報告するととも に、再発防止に努め られたい。</p> <p>1 当公社における不正資金に ついて、以下のとおり確定し た。 ・検出年度 平成4年度～平 成7年度 ・検出金額 340万円 ・返還金額 376.9万円 ・返還対象者 5名 2 再発防止策として、以下の 項目について、確実に実施し ていく。 ・徹底した情報公開 ・会計書類保存期限の延長 ・内部管理体制の充実 ・監査機能の強化</p>	<p>健康福 祉政策 課 社会福祉 法人岐阜 県福祉事 業団</p>	<p>今後、不正資金の速やかな返 還と当該事業団が示した以下の 再発防止策が着実に実行されるよ う指導を行います。 ・情報公開 ・会計書類の10年間保存 ・内部管理体制の確立・強化 ・監査機能の強化・充実 ・職員の意識改革・コンプラ イアンスの徹底 また、当分の間、毎年検査を 実施することとし、特に会計書 類等の検査だけでなく現物検査 を行うなど、事実確認を重視し た検査を実施します。</p>	<p>監査結果に基づき、当該団体 から不正資金に関する責任及び 返還に関する対応方針、並びに 再発防止策を内容とする報告を 求めた。今後は同報告に基づき 再発防止策が確実に実施される よう指導するとともに、従来は 3年毎に行っていた検査を毎年 行うことにより適切な組織運営 が図られるよう監督を強化しま す。</p>

2 出資・出捐^{スポン}団体を所管する機関

<p>所管課 研究開 発課</p>	<p>所管する 団体名 財団法人 岐阜県研 究開発財 団</p>	<p>区分 指導</p>	<p>監査結果による 指摘事項等 所管する団体が、 過去に不正資金を捻 出、費消していたの で、今後は当該団体 に対する指導・監督</p>	<p>講じた措置 今後、再発防止に向け、以下 の事項を実施し、指導・監督を 強化します。 ・公益法人検査について、当 分の間、毎年実施し、会計</p>
---	---	-----------------------------------	---	--

ぎふア
 ラウンド
 振興課
 財団法人
 岐阜県産
 業デザイン
 センター

の強化を図るととも
 に、適切な指導に努
 められたい。

書類・事業推進の適正化等
 を図る。
 ・会計書類等の検査に加え、
 現物実査等の事実確認を重
 視した検査を強化する。
 ・外郭団体等の自主性、自立
 性を高めるため、県の人的
 関与を縮減する。

<p>情報産 業課</p>	<p>財団法人 ソノトピ アジヤパ ン</p>	<p>針の決定 ・再発防止策に関する具体的 取り組みの検討 ・上記に係る具体的実行計画 の作成と実施 を指導し、4月13日までに県へ の報告を求めた。 (同日付けで提出有) また、当該としては、 ・公益法人検査の厳格な実施 ・監査の強化・充実 ・情報公開の徹底・充実 ・団体に対する人的関与や補 助事業・委託事業の見直し 等 財団に対する指導・監督の強化 を図り、再発防止に努める。</p>	<p>中小企 業課</p>	<p>財団法人 岐阜県産 業経済振 興センタ ー</p>	<p>とするための意識改革 ・財団の内なる総点検の実 施 当課においては、上記で報告 された不正資金に関する再発防 止策等について、確実に実施さ れるよう指導します。</p> <p>毎年の事業計画・予算及び事 業実施結果・決算報告の内容を 精査し、また、随時、事業状況 の把握に努め、必要な指導を行 う。また、所管課としての法人 検査を3年に1度から毎年行っ よう変更することにより、指導・ 監督体制を強化する。</p>
<p>情報産 業課</p>	<p>財団法人 ソノトピ アジヤパ ン</p>	<p>平成19年4月12日付けで財団 法人ソノトピアジヤパンから 「不正資金問題に対して財団が 実施する措置の報告書」が提出 された。 (報告書の概要) (1) 発生年度 平成6年度～ 8年度 (2) 不正資金の総額 1,900 千円 (3) 不正資金に関する責任 常勤の役員及び幹部職員 (4) 処分 責任をとるべき当 時の役員員及び幹部職員は 既に県及び財団を退職して おり処分は行えない。 (5) 返還額 返還総額 2,02 9千円 (6) 再発防止策 ・徹底した情報公開と県民 監視体制の構築 ・県民の視線を自らのもの</p>	<p>街路公 園課</p>	<p>財団法人 花の都ぞ ふ花と緑 の推進セ ンター</p>	<p>今後、所管団体に対して次の ような指導・監督の強化を図り、 適切な指導に努めます。 ・3年に1回実施していた公 益法人検査を毎年実施 ・通常の会計書類等の検査だ けでなく現物実査など事実 確認を重視した検査を実施 ・団体の財務等に関する情報 をホームページ等を活用し て積極的に公開するよう指 導</p>
<p>情報産 業課</p>	<p>財団法人 ソノトピ アジヤパ ン</p>	<p>今回の事案に鑑み、以下のと おり財団法人岐阜県浄水事業公 社に対する指導・監督の強化を 図るとともに、適切な指導に努 めます。 (1) 公益法人検査の実施 昨年度まで、2年に1回 実施している公益法人検査 について、当分の間、毎年 実施する。 ・会計書類等の通常の検査</p>	<p>下水道 課</p>	<p>財団法人 岐阜県浄 水事業公 社</p>	<p>とするための意識改革 ・財団の内なる総点検の実 施 当課においては、上記で報告 された不正資金に関する再発防 止策等について、確実に実施さ れるよう指導します。</p> <p>毎年の事業計画・予算及び事 業実施結果・決算報告の内容を 精査し、また、随時、事業状況 の把握に努め、必要な指導を行 う。また、所管課としての法人 検査を3年に1度から毎年行っ よう変更することにより、指導・ 監督体制を強化する。</p>

平成十九年五月二十八日印刷
平成十九年五月二十八日発行

発 行 者
岐 阜 県

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐 阜 県 庁

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三 飯 尾 芸 社
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三
定価 一 年 四 八、〇〇〇円(送料共)(消費税二、二八六円を含む)

(2) 再発防止策の取り組み状況の指導 ・再発防止策として、徹底した情報公開や内部管理体制の充実等が規定されており、それらの取組状況を指導・監督する。